

○中島源陽委員長 本委員会に付託されました議第十六号議案を議題といたします。これより総括質疑を行います。

質疑は一問一答方式とし、答弁時間を含めてお手元に配布のとおり質疑時間の範囲で行うことといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることといたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は、待機席でお待ち願います。

ただいまから自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて六十分です。高橋宗也委員。

○高橋宗也委員 おはようございます。自由民主党・県民会議、高橋宗也です。よろしくお願いいたします。

今年宮城県が成立して百五十周年の記念すべき年になります。改めまして百五十周年の歴史を振り返ってみますと、これまで多くの災害、天災、そしてパンデミック、大恐慌、幾多の困難な局面があったと思います。その困難な局面を乗り越えて今に至っております。明日、十六日がちょうど百五十歳の言わば誕生日になると思います。我々の世代もしっかりと先人に学びつつ、この困難な局面を協力して乗り切ってまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

また、佐野副知事におかれましては、正式な辞令ではないかもしれませんが、人づてに聞いたところによりますと今限りで御退職されるということでございます。佐野副知事におかれましては困難な局面の中では必ずお姿を拝見し、また、誠実で闊達、颯爽としたお姿を後ろから見ておりました。長年の御労苦に心から感謝申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

では、通告に基づきまして提案された予算について、総括的、横断的に質疑させていただきます。

新型コロナウイルスとの闘いも三年目に入り、まさに長期戦の様相を呈してきました。幾度も変遷を繰り返し伝播力を高める新型コロナウイルスは、このたびのオミクロン株についても比較的重症化しない傾向もあり、ある意味で実害以上に地域経済、教育、

文化、スポーツなど生活のあらゆる分野で県民の皆様的生活を苦しめております。一方で、今もコロナに感染した方、あるいは濃厚接触者となって休みを取ることだけでも差別や甚だしい場合は、謝罪しなければならぬような社会環境がいまだに一部で残っていることには、改めて社会のありようを変えていく必要があると考えております。

まず、感染症対策について伺います。

補正予算を編成する上で前提となる柱、考え方として今回の補正予算には感染症対応の事業者支援や観光事業対策、教育分野・農業分野等への支援策が含まれております。現時点では、まん延防止等重点措置には頼ることなく県独自の緊急特別要請を取っております。この方針について、知事にその基本的な考え方を伺います。

○村井嘉浩知事 全国で感染が広がっておりますオミクロン株は、従来株に比べ非常に高い感染力を有するものの若年層や基礎疾患のない方は重症化しにくく、ワクチンの追加接種により発症予防効果が回復するとの考えが国から示されているところであります。また、認証制度等の飲食店における対策の進展もございまして、感染拡大は飲食店から教育現場や福祉施設、職場、そして家庭など暮らしに近い場面へと変化しており、現在の第六波に歯止めをかけるには、こうしたオミクロン株の特性や感染実態を踏まえた対策が極めて重要であると認識しております。一方、現在のまん延防止等重点措置は飲食店に限った営業時間の短縮要請が主たる内容となっており、明確な感染抑制効果が見込めない上、大きな経済的打撃が伴うものと懸念しております。このため、本県では感染拡大を抑制しながら可能な限り社会経済活動を維持していくため、ワクチン三回目接種の加速化、教育・保育現場での感染防止対策の強化、高齢者・障害者施設での感染抑制・事業継続、テレワーク等の更なる推進の四つを柱とする独自の緊急特別要請を行っているところであります。

○高橋宗也委員 御答弁のように、これまでの第四波、第五波の検証もありまして飲食が直接のターゲットではないという考え方には賛同するところがございます。重点措置は効果が少ない割には非常に経済の打撃が大き過ぎるという意見は確かにあるところでもあります。ただ一方で、重点措置が感染防止の抑止効果はあるという意見もあります。私としてはその飲食が主たる原因ではないという考え方は賛同するところがありますが、社会活動・社会政策の維持を両立しようとする中での今後の支援関係については、

しつかりしていかなければいけないのではないかと考えております。感染症拡大の防止と社会生活の維持を両立しようとする方針の中で、実際に仙台市などでは罹患する年代の中心が直近では十歳未満が多くなってきております。こういった状況でありますので飲食関係の支援については直接どのようなようにお考えでしょうか、改めて伺います。

○村井嘉浩知事 今回の感染拡大により飲食店や関連事業者をはじめ広範な産業分野の事業者には大きな影響を与えていると認識しております。県としては業況が悪化している事業者を支援する市町村への追加助成、そして、中小企業の経営形態転換などの再構築に向けた支援、キャッシュレス決済の推進などを通じた飲食業や小売業等の需要喚起支援などを通じて、飲食店を含め事業者の支えと地域経済の立て直しを図っていきたいと考えております。また、売上げが三〇%以上減少している事業主が対象となります国の事業復活支援金や雇用調整助成金の業況特例、更には小学校休業等対応助成金などの支援制度が十分に活用されるよう県内中小企業等に対し更なる周知を図ってまいりたいと考えております。なお、今月中の店舗利用の自粛をお願いしております認証店おうえん食事券につきましては、感染状況が落ち着き、より多くの皆様に御利用いただける時期に一月程度の利用期間を別途設定したいと考えております。もし止めていなければ二月いっぱいまで終わりだということなので、お客さんが増える時期に一月間、その分を再開したいと考えているところであります。

○高橋宗也委員 関連がありますので予算計上の順は前後いたしますが、市町村に交付する新型コロナウイルス感染症対応事業者支援費について、先行して質疑させていただきたいと思えます。

今回の補正においては約十億円を計上しておりますが、これまでは第一期三十億円、第二期も三十億円、第三期十億円の市町村交付が実施されてきました。オミクロンの感染規模が過去最大となっている中においては、このたびの市町村追加補正額は少ないのではないかという意見が一部にございます。このたびの予算規模に至ったプロセス、あるいは今後の事業スキームについて伺いたいと思えます。

○村井嘉浩知事 今、御紹介のありましたとおり、県では昨年度から三期にわたって累計で七十億円の予算を確保し、市町村を通じて地域の実情や事業者のニーズに応じた事業者支援策を講じてまいりました。これは直接事業者に支援するという方法もあります

が、やはり市町村のほうがより身近にあるいろんな事業者の皆さんの実態が分かってもらえるということ、市町村を支援することによって市町村が個別に事業者を支援してもらいたいという考えで、累計で七十億円、三回にわたって市町村にお渡ししたわけであります。各市町村では第二期と第三期の補助金を活用し様々な事業者支援策を実施してきておりますが、オミクロン株による急激な感染拡大により多くの事業者が厳しい状況にあると認識しており、十億円の追加補正を行うことにいたしました。財源は国から交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用しておりますが、市町村へも一定程度、国から配分されていること、県でも様々な事業者支援策を講じていることなどを考えまして、今回は十億円の予算規模とさせていたいただいているところであります。国や県の様々な支援策に加えまして市町村に本補助金を通じた事業者支援に取り組んでいただくことで、国・県・市町村の重層的な支援策が行われているものと認識しているところであります。

○高橋宗也委員 これまでの経過はよく分かりますが、ただ、前段でも申し上げましたとおり、飲食業界にしましてはこれまで時短要請で大きなお金が流れているという状況もあります。そういった状況の中で取り残された感があるような気が私は強くいたしております。知事、重ねての質疑、提案で誠に恐縮ですが、市町村の対応事業者助成が今後ポイントになっていくと私も思っているんです。税金は基礎自治体で使うほうが効率的に使うことができると思っております。私の聞いている範囲では今回の十億円では直接的には不足だという意見が強うございます。時短協力要請もある中でほかの県では多くのお金が流れています。敵のいないところに弾を打っても仕方ないと私も思うんです。適切な例えではないかもしれませんが、ターゲットはそこではないというのはよく分かりますが、ただ、困っている事業者さんは救わなければならないと強く思うんです。認証店おうえん食事券も停止。今後、GOTは、かなりのお金が宿泊業界には流れるという情報もある中で飲食業界は取り残されてる感が非常に強いと思っております。再度の質疑で恐縮ですが、知事にもう一度お考えをお伺いしたいと思います。

○村井嘉浩知事 実は市町村のほうからも、今年度はもう既に十億円渡していて合計二十億円ということですが、もう少し何とかならないかという声が届いているのも事実でありますし、また、県議会の各会派から同じような声が届いているのは事実でございます。

す。今回はもう議会に提案しておりますので、この十億円で何とかお認めいただいて通していただきたいというお願いをしたいと思いますが、更に足りないということでもありますので、更に追加で何とかしたいと思っております。ただ、今、非常に財政が厳しくて当面は一般財源で賄わなければならないと考えておりますので、幾らでも拠出できるというものではありません。したがって、まずは一般財源ということになりますので、できる範囲内ということと、まず、財政的なものを見た上で早めに市町村や議員の皆様にごういう形で追加したいということをお話ししたいと思っております。ただし、これから調整になりますので予算を提案するのは六月議会になることは御理解いただきましたと思います。早めに決めまして市町村のほうにこれだけ渡せるので早めに事業計画を立ててくれという御相談をしていきたいと思っております。追加することはお約束いたしますが、予算額については少しお時間をいただきたいと思っております。以上です。

○高橋宗也委員 ただいま知事から前向きに、追加も六月議会というターゲットを定めての御答弁でありました。予算が厳しい中で一般財源ということになるのは大変な状況であるのも理解しておりますが、非常に今の御答弁に感謝しつつ飲食業者にメッセージを発していただきたいと思えます。決して取り残さない、我々、宮城県、あるいは市町村を挙げてこれからも支援していくというメッセージを発していただきたいと思えますので、今の御答弁に評価しつつ今後の予算化を期待しております。

続いて、総括的な補正の財源についてお伺いしたいと思います。

今回の補正はかなり大型となっております。約六百十五億円の補正総額中、国庫支出金以外の県債百八十九億円、そして繰入金約十二億円がございますが、その内訳と県財政全般に与える影響等について伺います。

○大森克之総務部長 今回の第十号補正予算の財源として計上しております県債約百八十九億円につきましては、そのほとんどが補正予算債でございます。補正予算債につきましても充当率が一〇〇%で元利償還金の五〇%が今年度交付税措置されるものでございます。また、繰入金約十二億円につきましては全て財政調整基金からの繰入れとなっております。現在のところ令和三年度末の財政調整関係基金残高は約三百五十八億円となり、令和二年度末と比較すると約四十三億円の減少となる見込みでございます。県財

政は大変厳しい状況にございますが今回の補正予算の編成に当たりましては、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立などを目的に国の経済対策を最大限活用しまして、令和四年度当初予算と一体的に予算編成を行うことで必要な施策を前倒しして実施できるよう対応しているところです。今後も自然災害など不測の事態への対応にも留意が必要でありますことから、引き続き緊張感を持って財政運営に当たりまして、必要な施策が適切に執行されるよう全庁一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

○高橋宗也委員 よく分かりますが、先般、中期的な財政見通しを説明いただきまして一つ驚いたのは、県税の伸びはある程度分かるのですが交付税がそれ以上に落ち込んでいるところ、それが財政調整基金の取崩しをせざるを得ないというところに直結しているのかなとストレートに思ったところがあります。残念ながら財政調整基金は本県の適正額、たしか四百七十億円だったと思うんですが、程遠い状況で更に減る見通しが示されている中で、例えば、たしか広島県が昨年度財政調整基金を一気にゼロにする予算を組んで衝撃的だった記憶があります。そういった全国的な状況もある中でですが、以前も提言したように歳入の確保策、例えば、企業版ふるさと納税をお示しました。九割が軽減される制度でございますがなかなか宮城県の場合は伸びていないようにも拝察しております。ここはぜひ多様な税收の確保策について引き続き検討して、あるいは、もう本当にどんどんやっていくぐらいの勢いが必要だと思うんですが、総務部長、見解を伺いたいと思います。

○大森克之総務部長 今お話しがありました。地方交付税は精算制度等がございまして税収が伸びてもその分がそのまま使えるわけではないという実態もございます。御提案のありました企業版ふるさと納税でありますとか、企業版でない普通のふるさと納税でありますとか、我々も取り組んでいるところではございますが、先行している県と比べますとまだまだ不十分なところがあると認識しております。そういった部分も含めてしっかりと歳入確保に取り組んでいきたいと思っております。

○高橋宗也委員 ぜひ、他県に負けずに積極的によろしくお願ひしたいと思います。

続いて、生計維持の支援策について伺いたいと思います。

生活福祉資金貸付費関係ですが、本事業については既決の予算約五十億円に加えて今回それ以上の約七十五億円を追加するということです。第六波では生活に困窮す

る方の資金需要が非常に多いという証左だと考えます。令和二年の三月から始まっておりますが、今回のコロナ禍に伴う特例貸付でございますが、これまでの県内の総件数と貸付金額の合計額を概算で結構ですのでお示しください。

○伊藤哲也保健福祉部長 我が県における生活福祉資金貸付制度の特例貸付の実績は、今年一月末現在ですが、緊急小口資金が二万一千九百三件、三十八億六千八百七十三万円、総合支援資金が一万七千九百三十七件、百十三億八千九百九十二万八千円、合計で三万九千八百四十件、百五十二億五千六十五万八千円となっております。

○高橋宗也委員 大変な金額だと思います。改めて十一年前の東日本大震災のときの貸付けの多分三倍以上になるのではないかと思います。今回のコロナ禍での最大の特徴は住民税非課税世帯であれば償還免除とする方針が事前に示されたことだと思います。一方で、住民税の課税は当然、年ごとに所得に応じて変わってきますので当初非課税だった家庭が課税世帯になったり、あるいは、その逆にもなるわけだと思います。加えて、当初は緊急小口資金と総合支援資金で最大八十万円の貸付けでスタートしたと思うんですが、総合支援資金の延長、あるいは再貸付けの制度が加わりまして、現在では二百万円が貸付け可能となっております。仮に返済が必要になった世帯は非常に返済金額も多額になることが容易に想定されます。被災地では現在も十一年前の災害の貸付金返済の問題を抱えております。当然、本当に困っている方の緊急的な資金対応ですのでしっかりと支援していただくことが大原則ではありますが、一方で、返済時のトラブルは避けなければなりません。早く借りた方は来年の初めにはもう償還に入るスケジュールになると思われますが、県として少々手続的にも煩雑になってきていると思われる特例貸付制度、あるいは償還について今後どのような方針で臨まれるか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 生活福祉資金の特例貸付については、現在、緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付けのみが利用可能であります。今年三月末で申請の受付が終了する予定でありますことから、貸付けを必要としている方が確実に利用できるような実施主体である県社会福祉協議会や市町村と連携し、改めて制度の周知を図ってまいります。また、県社会福祉協議会では来年一月の償還の開始に向けて、今年五月に対象となる全ての世帯に償還免除申請の案内を送付して受付を開始するとともに、十月には免除の対象とならない方に対して償還開始の通知を送付することとしております。償還免除

については借受人と世帯主が住民税非課税であることが要件となっておりますが、これに該当しない方でも返済が困難な方について適切な対応が行うことができるよう全国知事会を通じて、償還免除の要件の緩和や償還猶予制度の弾力的な運用などの対策を講じるよう国に要望してきているところでもあります。県としましては、償還及び償還免除が円滑に進むよう県民の方々に対する広報や国への要望を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○高橋宗也委員 百五十二億円という途方もないお金になります。私も現場のお話を伺いまして、大震災のときに借りた方がまた今回申請に来た例とか、あるいは世帯分離が更に進みまして一人世帯で困っている方、あるいはシングルマザーで失業した方とか本当に困っている方が多いという実例を見聞してまいりました。また、ごくまれには他県で借りた方がこちらに来てまた借りようとするような例があったり、トラブルになるような事例も散見されるところです。ここは提言なんですけど、マイナンバーカード普及がもう少し進めばこういったトラブルはなくなると思いますし、迅速な方法も可能になると思うんです。そちらも併せてお願いしたいと思えますし、これからの対応については多分知事会でも柔軟な対応の働きかけを行っていると思うんですが、国にも柔軟な対応を更に働きかけていただきたいと思えますし、困っている方の支援を充実していただくように重ねてお願いしたいと思います。

続きまして、学校の感染症対策について伺いたいと思います。

今回の第六波で特徴的なことの1つは子供たちの感染の増加であります。特に子供たちはこれまでワクチン接種の対象ではなかったこともあり、学級閉鎖、あるいは学校閉鎖、学年閉鎖等を余儀なくされた箇所が多くなっております。保育所、幼稚園、小学校、中学校、多数になっていると思うんですが、今年に入ってから閉鎖措置を取った施設の概数と全体に占める割合について伺いたいと思います。

○大森克之総務部長 まず、私のほうから県内の私立学校等の状況についてお答えさせていただきます。私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では今年の一月から二月九日までの間、全体で百七十七校・園中、約二割に当たる四十校・園において延べ四十三回、全部または一部の臨時休業が行われております。

○伊東昭代教育委員会教育長 公立の小中高等学校の臨時休業の件でございます。県立

の高等学校、中学校、特別支援学校では今年一月から二月九日までの間、約三割に当たる三十校において延べ三十三回、全部または一部の臨時休業を行っております。市町村立学校の臨時休業の実施状況について把握している数としては、一月二十六日現在、臨時休業を実施していた市町村立の学校、幼稚園を全国一斉に調査し、我が県では全体の約五％に当たる三十四校でございました。

○伊藤哲也保健福祉部長 保育所等ではありますが、今年の一月から今月九日までの間、仙台市以外に所在地がある五百八施設のうち全面休園が延べ二十七施設、登園自粛が一施設、合わせて二十八施設、全体の約六％が休園等となっております。なお、仙台市所管の保育所等では五百七十三施設のうち全面休園が延べ三十三施設、一部休園七施設、登園自粛五施設、合わせて四十五施設、全体の約八％となっております。

○高橋宗也委員 改めて私立よりも公立のほうが割合が高かったり、仙台市の保育関係が少し高かったりというエビデンスまではいかないかもしれませんが、そういった経過が見てとれました。非常に貴重な情報だと思いますが休園や休校によりまして保護者の負担が本当に著しく増加しているわけであります。対応が急務になっております。また、時期的に高校受験が目前となっております。今回の補正予算計上の県立学校感染症対策費補正による対象校の概要と保健衛生指導の整備の概要について伺います。

○伊東昭代教育委員会教育長 県立学校感染症対策費につきましては、生徒の安全安心な学習環境を確保し、コロナ禍にあっても教育活動の円滑な運営を行うための経費として全ての県立学校を対象とするものでございます。生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品の購入等に係る経費が対象となりますが、具体的には消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の購入のほか、教室等における三密対策として換気を徹底するためのサーキュレーター及びCO₂モニター、保健室等の衛生環境の向上に必要な備品等の購入に活用してまいります。なお、具体的内容につきましては各学校が予算の範囲内で実情に応じて整備することとしております。

○高橋宗也委員 最後に御答弁がありました学校の実情に応じてというところが非常に重要だと思えます。それぞれニーズが違うかと思えますので、ここを重ねて整備されるように強く提言したいと思えます。

次に、ICT教育環境整備促進費について伺います。

アクセスポイントを五百五十台に加えて高校用の貸出端末を充実整備するというところであります。オンライン授業の必要性が今後も増していく中で、今回の追加補正で高校生の貸出ニーズには十分対応可能になるのか、伺います。

○伊東昭代教育委員会教育長 我が県ではBYOD、個人端末の持込みによる一人一台端末の整備を進めているところでございますが、保護者等の理解を得るのに一定の時間を要することが見込まれることや低所得世帯等への配慮も必要になると考えております。このため、今年度までに整備したものも含め希望する生徒が端末を気軽に借りることができるよう多くの貸出用端末を整備していくこととしております。今回の補正予算に計上しております端末も合わせれば生徒数全体の約六割の貸出用端末を整備することが可能となり、現段階での貸出ニーズには対応できるものと考えております。これによりましてコロナ禍の臨時休業や分散登校への対応として、対面授業とオンライン授業を組み合わせたハイブリッド型の授業につきましても円滑に実施することが可能になるものと考えております。

○高橋宗也委員 十分だったのかどうかについては少し疑問なところがあると思います。私立のほうは、ほぼ一〇〇%になっている中で、公立が遅れることのないように今後も授業も活用しながら高校生の学力の低下防止に尽力いただきたいと思えます。報道によりますと、日本だけではなくて世界的に高校生も含めた子供の学力低下が将来に及ぼす影響は非常に大きいものがあり、特に日本ではICTの遅れによりそこが顕著になる懸念があるという報道もありますので、ここは全力を挙げて支援いただきたいと思えます。続きまして、未来への投資への分野で大綱の二点目に移りたいと思えます。

宿泊・観光需要創出支援費の拡充、百十八億五千万円について伺います。

既に既決予算が約四十三億八千九百万円計上されている中での相当な額での追加補正になります。国の観光復興支援政策となる新たな経済政策が発表されたのは昨年十月でありました。その当時は第五波が落ち着いた時点でありまして、実施のスキームや開始予定の時期については現在とはかなり異なった想定になっていると思えます。私としては感染が落ち着いた状況になった段階、あるいは、もっと早期に支援を開始し困難な事業者と地域を支援していくべきと考えております。現時点における当局想定の仕事の仕組みや実施スケジュール案について伺います。

○千葉隆政経済商工観光部長　今回提案しております宿泊・観光需要創出支援費でございますが、国の地域観光事業支援を活用し実施する新たな宿泊需要喚起策でございます。昨年十一月に国から示されております旅行代金割引のスキームでは割引率を上限二〇％とし、交通費を含む商品が上限八千円、それ以外が上限五千円といたしまして、更に飲食店やお土産店などの登録店で使える上限三千円のクーポンを配布するといったような内容になっているものでございます。スケジュールについてでございますが、国から示されているものになっております。観光庁から国のG・O・T・Oトラベル事業をゴールドデンウィーク前まで再開いたしました後、都道府県がこの事業でゴールドデンウィーク後から夏の繁忙期前まで実施するという事で昨年十一月の段階で示されております。このたびの全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、その後、詳細なスケジュールなどは国のほうからは現在示されていない状況になっております。県といたしましては、国からの情報収集に努めながら感染状況が落ち着いた段階で速やかに事業が開始できるよう準備を進め、大きく落ち込んだ県内の観光需要の早期回復につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋宗也委員　落ち着いたらという点で、そこはそうだとは思いますが、逆に今の時点で観光・宿泊系でクラスターが発生したという例はほとんどありませんし、私としては、そこをターゲットにすること自体に少し疑問があるんです。現時点でも県の宿泊割引は三月十日までだったと思いますけれども継続していると思います。そういった意味からすると事業者からすると切れ目のない支援が必要な段階で、もうゴールドデンウィーク明けまでもたないという状況も各地から切実な声が寄せられているわけでありまして、また、前回のG・O・T・Oトラベルの評価を考えますと一流ホテル、あるいは一流宿泊施設といった料金が高いところに集中したり、あるいは週末や連休に集中したりする嫌いがありました。ここは、今回、是正すべきだと思えます。小規模な宿泊施設、あるいは平日にもしっかりと支援して切れ目のない支援につなげていくべきだと考えておりますが、こういった前回のG・O・T・Oトラベル、あるいはそれに関係する事業への評価・改善も踏まえての見解はどのようにお考えですか。

○千葉隆政経済商工観光部長　ただいま御指摘いただきました様々な前回のG・O・T・Oトラベルのときの課題につきましては、やはりこの事業、基本的に国のほうの縛りがござ

います。ただ、国のほうで示している資料の中でも中小事業者の方々への配慮だったり、あるいは平日への分散だったり、あとは高価格帯に寄らないようにとか、様々な工夫を国のほうでも基本的スキームの中で行っているところがございます。あと事業の支援につきましても基本的に我々としてもできるだけ切れ目のないようにやりたいということで、国のほうには、例えば、三月十日が期限になっております現在の県民宿泊割を何とか延ばせないかとか、あるいは、国のほうで新しい宿泊需要喚起策について、もうちょっと柔軟な対応ができないかといった申入れはいろいろ行っているところではございます。その辺、国のほうでこういった枠組みを打ち出してくるかということになってくるかと思えます。

○高橋宗也委員 担当課にも伺いまして観光庁のほうからも情報がまだ来てないということでありましたので、そこは分かると思いますが、反省点としてもう一つ、当時、飲食や宿泊系を目の敵といいますか、ターゲットにして誹謗ではありませんが、おとしめるような風潮が蔓延していた部分があったと思います。ここは今回はそうではないということを強くメッセージとしても発信して、我々のパートナーでありますので、そこは飲食、宿泊系も含めての持続的な支援、発展を重ねて提言していきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。この件につきましては午後から横山隆光委員が詳しく質疑しますので、ここは次に移りたいと思えます。

農林水産業の支援費について伺います。

作付転換機械整備緊急支援費について伺います。

米に頼り過ぎることなく経営的にも安定し、かつ、食料自給率にも効果的な営農継続が緊急の課題となっております。既にほぼ同じ仕様での先行事業もスタートしている中で今回の補正予算事業の概要について、前回との比較も含めて伺いたいと思えます。

○宮川耕一農政部長 作付転換機械整備緊急支援費でございますが、これは主食用米から大豆・麦・園芸作物・飼料作物等への作付転換・拡大に取り組む農業経営体に対して機械・施設等の導入支援を行うものでございまして、今回の補正予算でも基本的に事業内容や補助要件等についての変更はございません。本事業の十一月補正予算の採択状況ですが、予算額五億二千二百万円に対して採択件数が百三十二件、採択金額は四億七千万円となっていること、それから十一月補正予算では申請から完了までの事業実施

期間が三か月と短くなっておりまして、対応が難しい農業者の方から追加的な支援を求める声があったことから、今回、増額補正をお願いするものでございます。

○高橋宗也委員 ほぼ同じ事業ということでありました。前回、三か月で確かに短くて現場が苦勞していたというお話を聞いております。通算二回にわたるこの事業、非常に効果的だと私も思っておりますが、実質的に県の転作目標への成果的な貢献についてはどのように把握しておられますか、伺います。

○宮川耕一農政部長 県では本事業を推進することで、まず、収益性の高い品目への作付転換による農家経営の安定、それから園芸産出額の拡大による我が県の農業構造の転換、更にはアグリテックの導入による省力・低コスト化の推進、地域農業の担い手の確保育成などの効果が上がるように取り組みたいと考えております。十一月補正予算に係るこれまでの申請内容を拝見しますと露地園芸面積の拡大ですとか、農業用機械への自動操舵装置の導入、大豆や飼料作物への転換等が百三十二の経営体で取り込まれることとなっております。令和四年産主食用米の生産の目標達成には約四千六十五ヘクタールの作付転換が全体で必要となっているわけですが、この十一月補正予算と今回の補正予算でのこうした取組によりまして、この目標面積四千六十五ヘクタールの三割以上となる千三百ヘクタール程度の作付転換を見込んでいるところでございます。

○高橋宗也委員 両面から期待しております。よろしくお願いいたします。
次に、H A C C P等対応施設整備支援費について伺います。

今回の追加の主要事業の中では水産業分野ではこの事業だけのようであります。当初予算や次の追加補正にも期待しておりますが、今回のH A C C P等対応施設整備支援費について、想定する業種、予定箇所、輸出向上の期待金額等について、どのようにお考えか、伺います。

○佐藤靖水産林政部長 この事業は食品産業の輸出拡大戦略に係る国の予算を活用いたしまして、相手国のH A C C P、あるいはハラール等の基準に対応するため施設の新設や改修、機器の整備等に要する経費を支援するものでございます。今回の補正予算では仙台市や石巻市などの水産加工業者四社の申請を見込んでおり、これら四社合計で五億円の補正予算を計上しているところでございます。この四社につきましてはサンマやギンザケ、タコなどの加工、出荷を行う水産加工業者であり、それぞれの事業地において

工場の新設や製造ラインの整備、既存施設の改修などを行う予定となっております。また、事業計画では四社とも対米向けのHACP認証を受けることを目的としておりまして、アメリカや東南アジアなどへ輸出を計画してございます。今後、各事業者から事業承認申請と併せ成果目標などの具体的な事業内容が提示される予定となっておりますが、海外に向けた販路拡大によって輸出額の増加につながるよう本事業の推進を図ってまいります。

○高橋宗也委員 必要性・重要度は十分分かりました。ただ、これは前にも一般質問等でも申し上げましたが、全般的な傾向として温暖化が強まっておりますして漁業振興について抜本的な見直しが必要だと思っっているんです。そういった温暖化対応の漁業振興策がまだまだ十分ではないと感じております。最近では、例えば、松島湾とか牡鹿半島でイセエビが捕れております。多分、これまで全く漁獲はなかったと思うんですが、そのぐらい海の環境が変わってきております。今後の抜本的な改善策について当初予算の議論でも続くと思うんですが、佐藤水産林政部長、ぜひ、ここを見直すように強く提言したいと思います。

続きまして、養殖施設等緊急対策、いわゆるトンガ諸島付近の大規模火山噴火に伴う潮位変化緊急対応ということですが、県内の被害の概要と県の支援制度の見込みについてお聞かせください。

○佐藤靖水産林政部長 トンガ沖の海底火山噴火に伴う潮位変化によりまして、塩竈市や東松島市など四市一町でワカメ、カキなどの養殖水産物や養殖施設、漁船等の被害が発生しております。被害額は県全体で一億三千五百七十八万四千円となっております、このうち最も大きな被害を受けた塩竈市では、被害額が一億八十六万八千円で県全体の七五%を占めております。その塩竈市の主な被害額はワカメ・昆布とその養殖施設が九千九百五十四万三千円で、これも県全体の七三%を占めている状況でございます。本事業では、被災した養殖施設、漁具等の回収、廃棄処分に要する経費について漁業協同組合等が行った事業に対し市町がその事業費の一部を補助する場合、または、市町が直接実施する場合に当該市町に対して補助金を支出するということになってございます。補助率は養殖施設、漁具等の回収に要する経費については事業費の六分の一、廃棄物の処分については事業費の三分の一を上限として支援することとしております。

○高橋宗也委員 先日、私たち会派の水産漁港議員連盟で塩竈市に行っていました。現場の漁業者の方と意見交換をしてきましたところ、大震災以来の災害対応ということではなかなか被災金額の積み上げにすら苦慮しているような状況がありましたので、ここは千二百万円に限らず予備費活用も含めて必要だったらそういった対応が必要ではないかと思つて帰ってまいりました。ここについてはぜひ幅広の対応をお願いしたいと思つますし、私の地元東松島市では船が二そう転覆いたしました。県には多分支援を求めない奥ゆかしさがあるんですが、ただ、オイルフェンスを張る必要があるくらい心配したんです。漁業者の方には本当に真摯な対応を迅速にやっていただきました。小さな漁港ではこういった被害に対応することができないということが改めて分かりました。幸い、今回オイル漏れはなかったわけなんですが、こういった漁港へのオイルフェンス整備とか、そういった部分についてももう一度考え直す必要があると思つます。佐藤水産林政部長、現場を見てどのようにお考えになりましたでしょうか。

○佐藤靖水産林政部長 今、委員からお話でしたが、東松島市における漁船の転覆につきましては、ほぼ漁船保険で賄われるということですので経営の支援要請等についてはなかったと認識してございます。また、今、塩竈市は最大の被害があったと申し上げましたが、今、漁業者のほうでなるべく、その被害に遭つた資材を来期も使えるようにということで収穫を凶りながら回収しており、なるべく被害額を減らすということに一生懸命努力しております。私も現場を見てまいりました。それについて県も市と一緒に支援助して行きたいと思つてございます。あと、オイルフェンスの話がございましたが、これは漁港の管理者、県、市町といろいろございますので、そこと連携を取りながらできることをやっていきたいと思つております。

○高橋宗也委員 そういった現場をぜひもう一度、対応を含めて御覧になっていただいで次への備えも含めて調整いただきたいと思つます。

次に、中小企業支援費について伺います。

中小企業等事業再構築支援費につきましては既に令和二年度の第三次補正でスタートしている部分がありますが、国の事業スキームが実際に企業の実施スケジュールには合致しないことから応募ゼロという報道もあつたと思つます。資材納入の遅れ、あるいは国の事業完了スケジュールの設定等、そもそも厳し過ぎる国の基準制度も難しさがあ

ったものとも理解しておりますが、既決予算上では当該事業の締切りは今月末となっております。まず、現行事業についての課題認識と最終的な採択の見込み等について伺います。

○千葉隆政経済商工観光部長 県の事業再構築支援補助金は国の事業再構築補助金の上乗せ支援といたしまして昨年三月に県の補正予算に計上しましたもので、今年度中に採択する事業者を約二十者と見込んでおりました。課題といたしましたは国の事業再構築補助金の事務手続や事業実施に時間を要しているなど様々な理由によりまして、本補助金の申請期限である今月末に間に合わない事業者が出てきております。この結果、本補助金の今年度の採択見込みは、既に事業が完了し国に実績報告を行った四者程度と見込んでおります。また、本補助金につきましては、国で既に採択され県の上乗せ補助の対象となる可能性のある事業者が今年度、採択見込みの四者程度以外に約百六十者おります。こうした事業者への支援も必要であることから、新たに今回の予算案に計上した中小企業等事業再構築支援費により、引き続き県内事業者を支援していくこととしたいと思います。考えております。

○高橋宗也委員 現行スキームの課題も分かった部分があります。現在、国の承認を得ての再スタートになるということだと思えます。この業界にはかえって御苦労をおかけした部分があるかと思えますので今回の補正の目玉の一つだと思えます。今回の補正にかける評価を踏まえた決意をもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○千葉隆政経済商工観光部長 先ほどの繰り返しになりますが、既に今年度、国のほうで採択されました県の上乗せ補助の対象となり得る事業者が百六十者ほどもいるということ、今年度も事業は続きますので、これから国で採択される企業の皆様への支援ということもございますので、ぜひともこの事業を実施して中小企業の皆様の事業再生、事業再構築のほうを支援したいと思っております。

○高橋宗也委員 二回目は期待しております。

次に、子育て支援関係について伺いたいと思います。

子育て支援対策臨時特例基金造成費でございますが、体外受精あるいは顕微授精等の不妊治療に関する保険適用化と連携して年度をまたぐ治療費用を積み立てるとの説明でございます。不妊に悩む方の経済的な不安が解消されまして、併せて少子化対策にも

つながるものと大きな期待を持っております。どのぐらいの方の不妊治療支援がなされ、また、その補助割合はどのぐらいを想定しているのか、成果目標等も伺いたいと思います。

○伊藤哲也保健福祉部長 今回積み立てますのは現行の特定不妊治療費助成制度の国庫補助相当分であります。不妊治療は今年四月から医療保険の適用が大幅に拡充されますが一回の治療には数か月を要しますことから、保険適用前に治療を開始した方について補助対象から漏れないよう経過措置的な助成を行うものであります。今回計上しております一億八千八百八十三万円のうち一億二千二百二十六万円は仙台市への補助金となり、残りの六千七百五十六万円が県分として令和四年度当初予算案に計上の事業の財源となります。助成対象者については申請件数の増加を踏まえ、仙台市を含む県全体で例年の二倍程度となる二千二百二十件を見込んでおります。また、一回の治療にかかる費用は個人個人の状況により様々であります。今回の助成は従来どおり一回につき治療内容に応じて三十万円または十万円の上限となりますのであります。

○高橋宗也委員 分かりました。総合計画でも今回は子育てに傾注するという知事方針もあり、この分野についての予算化、我々としても歓迎しているところでもあります。ただ、当初予算の議論にはなると思うんですが総合的な子育て支援にまではまだ至っていない部分があると思います。例えば、ソフト的にも、たしかドイツとかヨーロッパでは子供の名誉後見人的な方に名誉後見人的な認証を大統領とか知事が行う制度もあるんです。そういったソフト的な支援なども今後お考えいただいて総合的に子供を育てていくあるいは子供を産む家庭の支援を宮城県挙げて行っているというメッセージも必要だと思いますので、提言にとどめますが総合的な支援を今後も引き続き御尽力賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

最後の項目になりますが、安全・安心の確保ということで福祉関係について伺いたいと思います。

地域介護・福祉空間整備等支援費についてでございますが、高齢者施設の停電に備えた非常用発電機の整備補助でございますが、我々被災地の経験を踏まえますと、そもそもBCP上、非常用の電源は必要不可欠だと思っております。既に三十人以上の入所系の施設については県内でも八割以上が配備しているという情報もありますが、例えば、

酸素吸入をはじめ真冬や真夏の停電はそのまま命に関わる事態になります。このような事態は避けなければならないと強く思っております。他県では、例えば、非常用電源の確保について指針やガイドラインを整備しまして指導を強化している事例も拝見しておりますが、我が県としてはどのようにお考えでしょうか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 高齢者施設においては停電時にも喀たん吸引などの医療的な機器や冷暖房などの稼働が必要となることから、非常用自家発電設備の整備が重要と考えております。このため、県では国の交付金を活用し非常用自家発電設備の整備を進めておりまして、発災後七十二時間以上の事業継続が可能となる設備であることなどを補助の要件としております。他の都道府県では高齢者施設が非常用電源を確保するに当たり、必要な燃料の確保策や定期的な検査・訓練の実施などを盛り込んだ指針を定めている例もあることから、我が県においてもこれらの例も参考にしながら具体的な指針を策定するとともに、施設監査等において項目を設定して指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

○高橋宗也委員 前向きな御答弁と伺いました。我々の経験からしまして、あの大地震災のとき、三日間、どこからも支援が来なかった体験をしております。逆に言うところ三日間持ちこたえる必要があるということだと思います。今日来るか、明日来るか、災害は分かりませんが高齢者施設が避難所になっているところも多ございますので、ここは本当に新年度早々にもしつかり今後を考えて一〇〇%、三日間持ちこたえられることを目指しつつ命を守る政策を実現していただきたいと思っております。

次に、ICT・ロボット等導入支援費について伺います。

本県の助成については四回目の実施になると思います。例えば、マッスルスーツなどは私も実際に触ってみまして、その効果に驚いたことがあります。一方で、福祉業界の広がりはまだまだこれからだとも思っております。どちらかというと介護関係の事業者が先行しているようにも拝察しております。例としてはマッスルスーツを挙げましたが、今回、どのようなICT機器の導入を想定しているのか、また、広報手段についてどのようにお考えか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 ICT機器についてはパソコンやタブレット端末、通信機器、ソフトウェア等の導入により、利用者に対する支援日誌等の情報共有や記録に係る事務

作業の軽減、オンライン会議やテレワークによる感染予防を講じることを想定しております。また、事業の周知方策ですが、昨年十二月に障害福祉サービス事業所を対象にICT活用による業務改善研修会を実施しまして、その際に補助制度の周知を図るとともに、今回の経済対策予算に係る国からの照会に対応して全事業者宛て電子メールによる補助要望の照会を行ったところであります。

○高橋宗也委員 期待している部分があるんですが広まりがこれからだということは共有していると思います。ぜひ、PRも含めて周知徹底をお願いしたいと思います。

時間がなくなってまいりました。最後になります。国土強靱化についてでございます。

合わせて二百三十四億四千二百九十三万円を予算化しております。国との協議調整によつて事業化を実現したものと推察しております。本予算化に対する担当部署の御努力を評価しつつも令和四年度の当初予算では予算額がさほど確保されていないようにも拝見しております。国土強靱化については特に五か年で強化していく方針を我が県は立てておりまして、国も県も進めていくわけでありますが災害は激甚化の一途をたどっております。事前復興も命を守るため、あるいは予算軽減のためにも必要不可欠であります。土木部所管の分野で現時点における五か年強化の推進状況と今後の方針を伺います。

○佐藤達也土木部長 土木部では今年度からスタートいたしました宮城県土木・建築行政推進計画に基づき、国の防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策を積極的に活用し、河川堤防かさ上げ、堆積土砂撤去、ダム建設、砂防施設整備等による流域治水対策及び老朽化対策のほか、道路改築や橋梁の耐震補強などに取り組むこととしております。二年目となる今年度の補正予算は県事業分として昨年度の約百四十六億円を上回る約百八十二億円を計上しているところです。昨年度の補正予算に係る事業の推進状況といたしましては、河川では百八か所で支障木伐採や河道掘削、堤防強化等を行っているほか、道路では九十五か所で橋梁や舗装の補修等を行い、そのほか砂防や港湾施設等で事業を実施しております。県といたしましては今後も国の五か年加速化対策事業を最大限活用できるように予算の確保に努め、計画の前倒しを図りながら災害に強い県土づくりを進めてまいります。

○高橋宗也委員 五か年計画、そういった状況でまた十か年計画になると、たしか六千億円ぐらいの投資を目指していくプランなっていたと思うんです。最優先の分野の一つだと思います。大震災を教訓に繰り返しを避けなければならないという大目標がありま
すので、ここはぜひ平時からの備えも含めて予算の確保と事業の加速化を強く求めたい
と思います。

時間になりました。市町村支援期待しております。終わります。